

こいこいバス、各乗合タクシー事業の実施主体の変更について

「こいこいバス」、「各乗合タクシー」の実施主体を大竹市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）から市へ変更するもの。

（現在）

路線名など	実施主体
こいこいバス	※ <u>活性化協議会</u>
各乗合タクシー	
大竹・栗谷線	大竹市
坂上線	大竹市と岩国市 （共同運行）

（今後）

⇒

路線名など	実施主体
こいこいバス	※ <u>大竹市</u>
各乗合タクシー	
大竹・栗谷線	大竹市
坂上線	大竹市と岩国市 （共同運行）

■ 変更時期：平成 31 年度から

（1）経緯

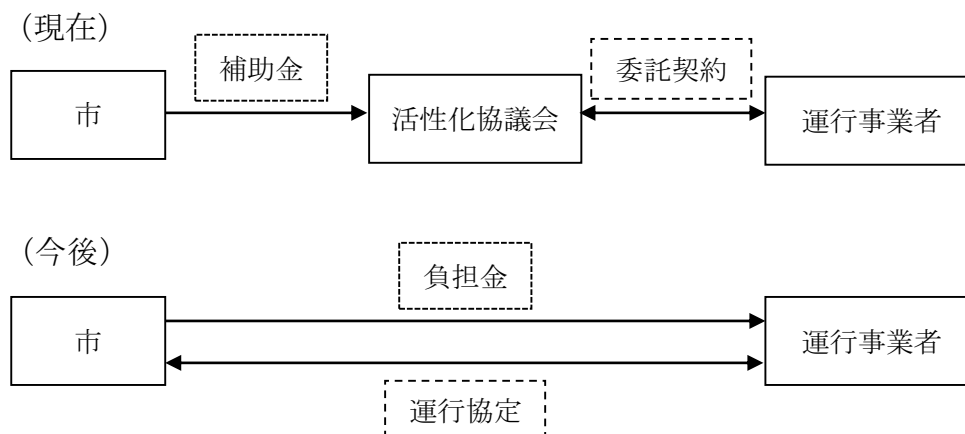
活性化協議会設置当初，国の補助金（実証運行費や車両購入費）を受けるにあたり，補助対象事業者は活性化協議会（市は対象外）であったため，事業実施主体を活性化協議会とし，市から補助金を受けていた。なお，この国の補助金は平成 24 年度から無くなっているが，その後も引き続き市からの補助を受けて活性化協議会が実施主体となっている。

（2）変更理由

運行側に過失がある場合，原則，運行事業者が損害賠償責任を負うことになる。ただし，現在，活性化協議会に責任が及ぶ事態において，事実上，活性化協議会が責任を負うことは難しいと考えるため，今後，実施主体を市に変更するもの。

（3）こいこいバス、各乗合タクシーの運行経費について

活性化協議会と運行事業者との委託契約から，市と運行事業者との運行協定に変更し，運行に係る赤字部分を市が負担する。



(4) 活性化協議会の予算について

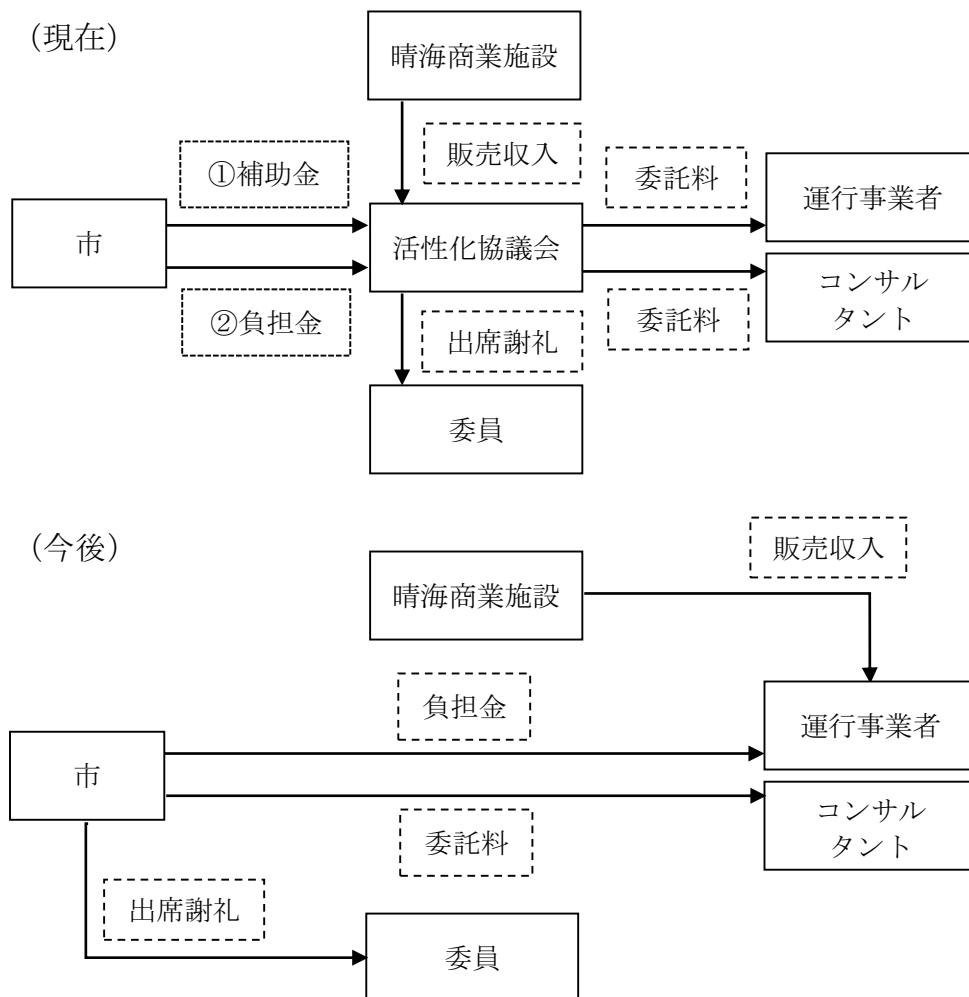
今後は、市から活性化協議会への補助金及び負担金の支出がなくなり、市が公共交通の整備に係る事業費及び活性化協議会開催に係る運営費などを全て支出するため、活性化協議会としては予算を計上しない。

①補助金の使途

公共交通の整備に係る事業費：こいこいバス・乗合タクシー委託料、バス停整備費、コンサルタント委託料、広報紙・回数券印刷代など

②負担金の使途

活性化協議会の開催に係る運営費：委員出席謝礼、運輸局等への出張旅費、事務用消耗品、通信費、食糧費など



(5) 活性化協議会の所有資金の処分について

平成30年度の決算終了後、剰余金（繰越金）が生じた場合は、全額市に返還する。